

専門医制度規程・細則、指導医制度規程・細則改正について

日本歯内療法学会におきましては、2015年1月1日より専門医制度規程・細則、指導医制度規程・細則が以下の通り改正されました。以下に主な改正点を記しますのでご確認をお願い致します。新しい専門医制度規程・細則、指導医制度規程・細則は[こちら](#)をご覧ください。

対象項目	2015年1月1日から変更になった点	注意点
専門医 新規申請	専門医制度規程第4条 3) 歯内療法の臨床研修を本会認定研修施設においては常勤にて5年以上、本会認定臨床研修においては7年以上積んでいること。但し、本会認定研修施設での研修が3年に満たない場合、あるいは常勤でない場合は本会認定臨床研修を7年間履修する。なお、本会認定研修施設での研修が5年に満たない場合の不足分は、研修年数5年間からの不足年数の倍年数を本会認定臨床研修にて履修する。	2015年1月1日から、左記条項の施行が開始されました。他の申請条件については学会誌巻末の「専門医の申請、更新について」をご参照ください。
専門医 新規申請	専門医制度規程細則第2条 4) ラバーダム防湿確認方法の「ラバーダム使用下の根管充填直後のX線写真」を削除	5年間の暫定期間を設けました。 2019年1月1日より施行いたします。
専門医 新規申請	専門医制度規程細則第2条 5) にデジタルX線写真にて提出する場合は「トリミングをせず、隣在歯を含めて撮影されていること」を追加	
専門医 新規申請	専門医制度規程細則第3条 研修修得期間5年間を廃止 →「申請時まで」に変更	
指導医 更新申請	指導医制度規程細則第3条 3) 指導医更新の為の研修において、「症例報告」に限らず「論文」とし、共同発表も認める	